

がけ地近接危険住宅移転事業について

[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2018年4月1日

広島県では、国及び市町と共同して、がけ地付近の対象区域内からの移転に対し補助を行っています。

対象区域

次のいずれかの区域にあり、区域に指定される前から建てられている住宅や、建築後の大規模地震、台風により安全上の支障が生じ、是正勧告を受けた住宅が対象です。

○がけ条例建築制限区域（広島県建築基準法施行条例第4条の2）

○土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）（土砂災害防止法第8条）

○急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）

補助の内容

対象区域にある建物の除却費と、移転先の住宅購入のための借入金の利子に対し、補助金を交付します。

お問い合わせ先

○制度の詳細については、各市町の担当課にお問合せください。（事業名をクリックすると各市町のホームページをご覧ください。）

（平成30年4月1日時点）

市町名	事業名	概要	補助内容	担当課名／Tel
広島市	広島市がけ地近接危険住宅移転補助事業	土砂災害特別警戒区域の既存住宅の除去費や移転先の住宅の建設費は購入費（借入金利子相当額）に要する費用の一部を補助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 除却費に対する補助額の上限 80万2千円 ■ 移転先住宅購入の借入金の利子に対する補助額の上限 <ol style="list-style-type: none"> 1) 特殊土壌地帯の場合 建物457万円、土地206万円、敷地造成59万7千円 2) その他 建物319万円、土地96万円 	建築指導課 082-504-2288
呉市				建築指導課 0823-25-3513
竹原市	竹原市がけ地近接危険住宅移転事業	土砂災害特別警戒区域の既存住宅の除去費や移転先の住宅の建設費は購入費（借入金利子相当額）に要する費用の一部を補助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 除却費に対する補助額の上限 45万5千円 ■ 移転先住宅購入の借入金の利子に対する補助額の上限 建物200万円（土地の取得を要しない場合は150万円） 	都市整備課 0846-22-7749
三原市	未定			建築指導課 0848-67-6122
尾道市	尾道市がけ地近接危険住宅移転事業	土砂災害特別警戒区域の既存住宅の除去費や移転先の住宅の建設費は購入費（借入金利子相当額）に要する費用の一部を補助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 除却費に対する補助額の上限 80万2千円 ■ 移転先住宅購入の借入金の利子に対する補助額の上限 <ol style="list-style-type: none"> 1) 特殊土壌地帯の場合 建物457万円、土地206万円、敷地造成59万7千円 2) その他 建物319万円、土地96万円 	土木課 0848-38-9254

福山市	福山市がけ地近接危険住宅移転事業	土砂災害特別警戒区域の既存住宅の除去費や移転先の住宅の建設費は購入費（借入金利子相当額）に要する費用の一部を補助	<p>■ 除却費に対する補助額の上限 80万2千円</p> <p>■ 移転先住宅購入の借入金の利子に対する補助額の上限 1) 特殊土壌地帯の場合 建物457万円、土地206万円、敷地造成59万7千円 2) その他 建物319万円、土地96万円</p>	<p>建築指導課 084-928-1103</p>
府中市	府中市がけ地近接等危険住宅移転事業	土砂災害特別警戒区域の既存住宅の除去費や移転先の住宅の建設費は購入費（借入金利子相当額）に要する費用の一部を補助	<p>■ 除却費に対する補助額の上限 80万2千円</p> <p>■ 移転先住宅購入等の借入金の利子に対する補助額の上限 1) 特殊土壌地帯等の場合 建物457万円、土地206万円、敷地造成59万7千円 2) その他 建物319万円、土地96万円</p>	<p>まちづくり課 0847-43-7156</p>
三次市	三次市がけ地近接危険住宅移転事業	土砂災害特別警戒区域の既存住宅の除去費や移転先の住宅の建設費は購入費（借入金利子相当額）に要する費用の一部を補助	<p>■ 除却費に対する補助額の上限 80万2千円</p> <p>■ 移転先住宅購入の借入金の利子に対する補助額の上限 建物319万円、土地96万円</p>	<p>都市建築課 0824-62-6385</p>
庄原市	未定			<p>都市整備課 0824-73-1151</p>
大竹市	未定			<p>都市計画課 0827-59-2168</p>
東広島市	東広島市がけ地近接危険住宅移転事業	土砂災害特別警戒区域の既存住宅の除去費や移転先の住宅の建設費は購入費（借入金利子相当額）に要する費用の一部を補助	<p>■ 除却費に対する補助額の上限 80万2千円</p> <p>■ 移転先住宅購入の借入金の利子に対する補助額の上限 建物457万円、土地206万円、敷地造成59万7千円</p>	<p>住宅課 082-420-0946</p>
廿日市市	廿日市市がけ地近接危険住宅移転事業	土砂災害特別警戒区域の既存住宅の除去費や移転先の住宅の建設費は購入費（借入金利子相当額）に要する費用の一部を補助	<p>■ 除却費に対する補助額の上限 80万2千円</p> <p>■ 移転先住宅購入の借入金の利子に対する補助額の上限 建物457万円、土地206万円、敷地造成59万7千円</p>	<p>建築指導課 0829-30-9191</p>
安芸高田市	安芸高田市がけ地近接危険住宅移転事業	土砂災害特別警戒区域の既存住宅の除去費や移転先の住宅の建設費は購入費（借入金利子相当額）に要する費用の一部を補助	<p>■ 除却費に対する補助額の上限 80万2千円</p> <p>■ 移転先住宅購入の借入金の利子に対する補助額の上限 1) 特殊土壌地帯の場合 建物457万円、土地206万円、敷地造成59万7千円 2) その他 建物319万円、土地96万円</p>	<p>管理課 0826-47-1201</p>
江田島市	江田島市がけ地近接危険住宅移転事業	土砂災害特別警戒区域の既存住宅の除去費や移転先の住宅の建設費は購入費（借入金利子相当額）に要する費用の一部を補助（江田島市内に限る）	<p>■ 除却費に対する補助額の上限 80万2千円</p> <p>■ 移転先住宅購入の借入金の利子に対する補助額の上限 1) 特殊土壌地帯の場合 建物457万円、土地206万円、敷地造成59万7千円 2) その他 建物319万円、土地96万円</p>	<p>都市整備課 0823-43-1647</p>

府中町	府中町がけ地近接等危険住宅移転事業	土砂災害特別警戒区域等の既存住宅の除去費や移転先の住宅の建設費又は購入費（借入金利子相当額）に要する費用の一部を補助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 除却費に対する補助額の上限 80万2千円 ■ 移転先住宅購入等の借入金の利子に対する補助額の上限 建物319万円、土地96万円 	<p>建築課</p> <p>082-286-3174</p>
海田町	海田町がけ地近接危険住宅移転事業	土砂災害特別警戒区域の既存住宅の除去費や移転先の住宅の建設費は購入費（借入金利子相当額）に要する費用の一部を補助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 除却費に対する補助額の上限 78万円 ■ 移転先住宅購入の借入金の利子に対する補助額の上限 <ul style="list-style-type: none"> 1) 特殊土壌地帯の場合 建物444万円、土地206万円、敷地造成58万円 2) その他 建物310万円、土地96万円 	<p>建設課</p> <p>082-823-9209</p>
熊野町	未定			<p>開発指導課</p> <p>082-820-5638</p>
坂町	未定			<p>都市計画課</p> <p>082-820-1513</p>
安芸太田町	安芸太田町がけ地近接危険住宅移転事業	土砂災害特別警戒区域の既存住宅の除去費や移転先の住宅の建設費は購入費（借入金利子相当額）に要する費用の一部を補助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 除却費に対する補助額の上限 78万円 ■ 移転先住宅購入の借入金の利子に対する補助額の上限 <ul style="list-style-type: none"> 1) 特殊土壌地帯の場合 建物444万円、土地206万円、敷地造成58万円 2) その他 建物310万円、土地96万円 	<p>建設課</p> <p>0826-28-1962</p>
北広島町	北広島町がけ地近接危険住宅移転事業	土砂災害特別警戒区域の既存住宅の除去費や移転先の住宅の建設費は購入費（借入金利子相当額）に要する費用の一部を補助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 除却費に対する補助額の上限 80.2万円 ■ 移転先住宅購入の借入金の利子に対する補助額の上限 <ul style="list-style-type: none"> 1) 特殊土壌地帯の場合 建物457万円、土地206万円、敷地造成59.7万円 2) その他 建物319万円、土地96万円 	<p>建設課</p> <p>050-5812-1860</p>
大崎上島町	大崎上島町がけ地近接危険住宅移転事業	土砂災害特別警戒区域の既存住宅の除去費や移転先の住宅の建設費は購入費（借入金利子相当額）に要する費用の一部を補助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 除却費に対する補助額の上限 78万円 ■ 移転先住宅購入の借入金の利子に対する補助額の上限 <ul style="list-style-type: none"> 1) 特殊土壌地帯の場合 建物444万円、土地206万円、敷地造成58万円 2) その他 建物310万円、土地96万円 	<p>建設課</p> <p>0846-65-3124</p>
世羅町	世羅町がけ地近接危険住宅移転事業	土砂災害特別警戒区域の既存住宅の除去費や移転先の住宅の建設費は購入費（借入金利子相当額）に要する費用の一部を補助	<ul style="list-style-type: none"> ■ 除却費に対する補助額の上限 78万円 ■ 移転先住宅購入の借入金の利子に対する補助額の上限 建物310万円、土地96万円 	<p>建設課</p> <p>0847-22-5309</p>

<p>神石高原町</p>	<p>神石高原町がけ地近接危険住宅移転事業</p>	<p>土砂災害特別警戒区域の既存住宅の除去費や移転先の住宅の建設費は購入費（借入金利子相当額）に要する費用の一部を補助</p>	<p>■ 除却費に対する補助額の上限 78万円</p> <p>■ 移転先住宅購入の借入金の利子に対する補助額の上限</p> <p>1) 特殊土壌地帯の場合 建物444万円，土地206万円，敷地造成58万円</p> <p>2) その他 建物310万円，土地96万円</p>	<p>建設課 0847-89-3338</p>
--------------	---------------------------	---	---	-----------------------------

ダウンロード

[がけ地近接危険住宅移転事業ちらし \(Wordファイル\)\(76KB\)](#)

このページに関するお問い合わせ先

建築課

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

メールアドレス dokenchiku@pref.hiroshima.lg.jp

構造審査グループ

電話：082-513-4159 Fax：082-223-2397

お問い合わせフォームはこちらから

建築物土砂災害対策改修促進事業について

[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2018年4月1日

広島県では、国及び市町と共同して、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格の住宅・建築物について、土砂災害対策改修を実施する所有者に対し補助を行っています。

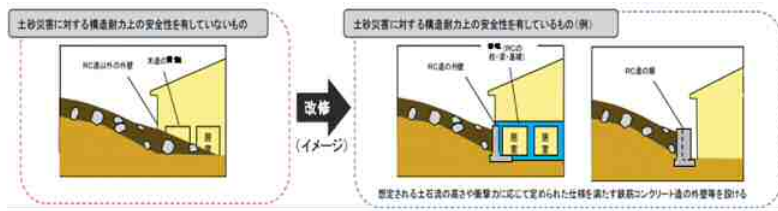
対象建築物

次の要件を満足する住宅・建築物を対象とします。

- 居室を有するものであること。（例．倉庫や車庫は対象外です。）
- 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条）に指定される前に建築着工され、現在、特別警戒区域（レッドゾーン）内に建っていること。
- 土砂災害に対する構造基準（建築基準法施行令第80条の3）を満足していないこと。（既存不適格）
- 土砂災害対策改修の結果、土砂災害に対して安全な構造となること。

補助内容

土砂災害対策改修工事を実施する所有者に対し、市町から補助金を交付します。（この補助金は、市町に補助制度がある場合のみ活用できます。）



お問い合わせ先

- 制度の詳細については、各市町の担当課にお問い合わせください。（事業名をクリックすると各市町のホームページがご覧いただけます。）

県内市町の補助制度の整備状況

（平成30年4月1日時点）

市町名	事業名	概要	補助内容	担当課名／Tel
広島市	広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業	土砂災害対策改修費用の一部を補助	改修費用の23%（千円未満切捨て） （限度額75.9万円）	建築指導課 082-504-2288

呉市	呉市建築物土砂災害等対策事業	土砂災害対策改修費用の一部を補助	改修費用の23%（千円未満切捨て） （限度額75.9万円）	建築指導課 0823-25-3513
竹原市	竹原市建築物土砂災害対策改修促進事業	土砂災害対策改修費用の一部を補助	改修費用の23%（千円未満切捨て） （限度額75.9万円）	都市整備課 0846-22-7749
三原市	三原市建築物土砂災害対策改修促進事業	土砂災害対策改修費用の一部を補助	改修費用の23%（千円未満切捨て） （限度額75.9万円）	建築指導課 0848-67-6122
尾道市	建築物土砂災害対策改修促進事業	土砂災害対策改修費用の一部を補助	改修費用の23%（千円未満切捨て） （限度額75.9万円）	建築課 0848-38-9420
福山市	福山市住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業	土砂災害対策改修費用の一部を補助	改修費用の23%（千円未満切捨て） （限度額75.9万円）	建築指導課 084-928-1103
府中市	府中市建築物土砂災害対策改修促進事業	土砂災害対策改修費用の一部を補助	改修費用の23%（千円未満切捨て） （限度額75.9万円）	まちづくり課 0847-43-7156
三次市	三次市建築物土砂災害対策改修促進事業	土砂災害対策改修費用の一部を補助	改修費用の23%（千円未満切捨て） （限度額75.9万円）	都市建築課 0824-62-6385
庄原市	庄原市建築物土砂災害対策改修促進事業	土砂災害対策改修費用の一部を補助	改修費用の23%（千円未満切捨て） （限度額75.9万円）	都市整備課 0824-73-1151
大竹市	大竹市建築物土砂災害対策改修促進事業	土砂災害対策改修費用の一部を補助	改修費用の23%（千円未満切捨て） （限度額75.9万円）	都市計画課 0827-59-2168
東広島市	東広島市建築物土砂災害対策改修促進事業	土砂災害対策改修費用の一部を補助	改修費用の23%（千円未満切捨て） （限度額75.9万円）	建築指導課 082-420-0956

廿日市市	廿日市市建築物土砂災害対策改修事業	土砂災害対策改修費用の一部を補助	改修費用の23% (限度額75.9万円)	建築指導課 0829-30-9191
江田島市	江田島市建築物土砂災害対策改修促進事業	土砂災害対策改修費用の一部を補助	改修費用の23% (限度額75.9万円)	都市整備課 0823-43-1647
安芸高田市	安芸高田市建築物土砂災害対策改修促進事業	土砂災害対策改修費用の一部を補助	改修費用の23% (千円未満切捨て) (限度額75.9万円)	管理課 0826-47-1201
府中町	府中町建築物土砂災害対策改修促進事業	土砂災害対策改修費用の一部を補助	改修費用の23% (千円未満切捨て) (限度額75.9万円)	建築課住宅係 082-286-3174
海田町	海田町建築物土砂災害対策改修促進事業	土砂災害対策改修費用の一部を補助	改修費用の23% (千円未満切捨て) (限度額75.9万円)	建設課建築営繕係 082-823-9209
熊野町	熊野町建築物土砂災害対策改修促進事業	土砂災害対策改修費用の一部を補助	改修費用の23% (千円未満切捨て) (限度額75.9万円)	開発指導課 082-820-5638
坂町	未定			都市計画課 082-820-1513
安芸太田町	未定			建設課 0826-28-1962
北広島町	未定			建設課都市管理係 050-5812-1860
大崎上島町	大崎上島町建築物土砂災害対策改修促進事業	土砂災害対策改修費用の一部を補助	改修費用の23% (千円未満切捨て) (限度額75.9万円)	建設課 0846-65-3124
世羅町	未定			建設課管理係 0847-22-5309

神石高原町	未定			建設課 0847-89-3338
-------	----	--	--	---------------------

関連情報

[土砂災害（特別）警戒区域に関する問い合わせ](#)

[土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定について](#)

[がけ地近接等危険住宅移転事業について](#)